

令和 5 年度 古賀市

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針

令和 5 年 4 月 1 日

1. 方針策定の趣旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下、「法」という。）の第 125 条の 2 第 1 項の規定及び福岡県後期高齢者医療広域連合の広域計画、基本方針に基づき、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、古賀市における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の在り方について定めるものである。

2. 基本方針

古賀市は、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、福岡県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、高齢者の健康の保持増進のため、以下の事業を実施する。

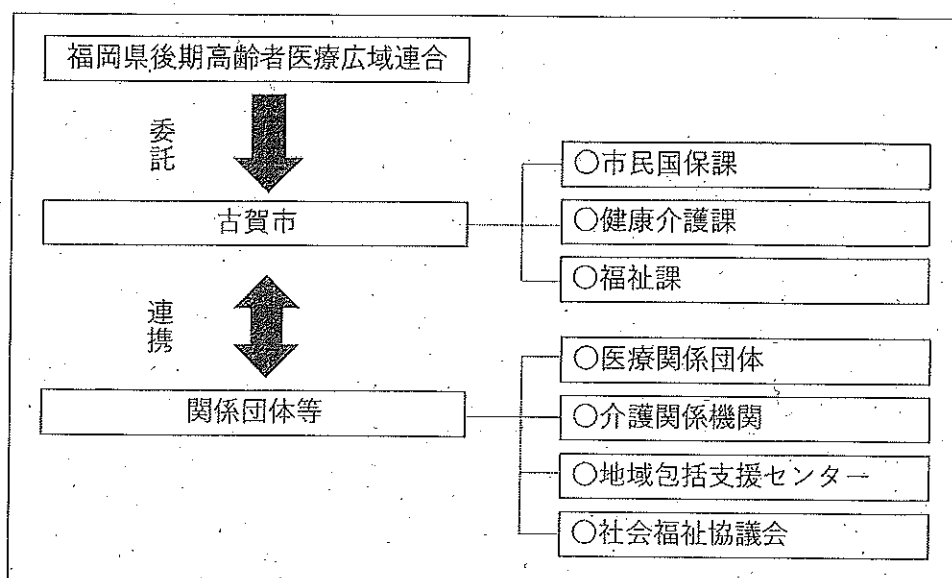
3. 実施事業

- (1) 事業の企画・調整等
- (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援
 - ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）
 - イ 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

4. 推進・連携体制

事業の実施に当たっては、各地域特性や健康課題、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、健康づくり等に携わる庁内関係部局が相互に連携して一体的に取り組む。

また、地域特性や健康課題等の分析等を行い、医療関係団体や介護関係機関、地域包括支援センター、古賀市社会福祉協議会等の関係団体等（以下、「関係団体等」という。）とも情報を共有するとともに、支援が必要な高齢者を医療や介護等のサービスにつなぐなど、地域全体で高齢者を支えることができるよう、庁内外で相互に連携し推進するものとする。



5. 事業実施体制

(1) 3に記載の事業(1)～(3)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。ただし、当該業務の一部について、関係部署の職員等と適宜分担して実施する。

配置部署	職種	人数	期間	関係部署
保健福祉部健康介護課	保健師	1人	令和5年4月から 令和6年3月まで	市民部市民国保課 保健福祉部健康介護課 保健福祉部福祉課

(2) 3に記載の事業(4)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。また、当該業務について、健康介護課健診指導係、地域活動支援センターと連携して実施する。

実施事業	配置部署	雇用/実施 形態等	職種人数	雇用期間
ア 高齢者に対する個別 的支援（ハイリスクアプ ローチ）	保健福祉部 健康介護課	正規職員 任期付短時間 任期付短時間	保健師 1名 管理栄養士 2名 保健師 1名	令和5年4月から 令和6年3月まで
イ 通いの場等への積極 的な関与等（ポピュラー ションアプローチ）	保健福祉部 健康介護課	正規職員 任期付短時間 任期付短時間	保健師 1名 管理栄養士 2名 保健師 1名	令和5年4月から 令和6年3月まで

6. 事業実施内容

(1) 事業の企画・調整等

庁内外の関係者と連携し、事業全体の企画・調整・統括、事業計画の策定、進捗管理、事業評価を行うとともに、関係者間の情報共有を行う。

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

KDBシステムのデータのほか、本市が所有する医療・介護・福祉に関する情報を活用し、重点課題を整理・明確化するとともに、支援すべき対象者を抽出する。

(3) 医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と、事業の企画段階から課題の共有、相談を進めるとともに、事業の実施後においても実施状況等の報告を行う。

(4) 高齢者に対する支援内容

ア 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

①低栄養防止 【9月～3月実施予定】	
対象者	R4 後期高齢者医療健康診査（以下、「健診」という。）の結果でBMI18.5未満、R5 ポピュレーションアプローチ時に Inbody 測定結果が BMI18.5 未満・BMI20 未満かつ SMI 男性 7.0kg/m ² 女性 5.7 kg/m ² 未満。（86 歳以上、要介護者は除く）
実施方法	面接・電話・郵送・訪問
実施内容	管理栄養士、保健師等が測定会(Inbody 測定と食事・運動の講話)、面接、訪問等を行い、適切な助言を行う。その後の状態確認も含め、次年度で健診結果確認及び測定会を実施し、評価を行う。
実施体制	直営
実施時期	通年
実施場所	サンコスモ古賀・居宅・地域の公民館等

②重症化予防（糖尿病性腎症） 【9月～3月実施予定】	
対象者	R4 健診結果 HbA1c6.5%以上かつ尿たんぱく±以上。（86 歳以上は除く）
実施方法	面接・電話・郵送・訪問
実施内容	管理栄養士、保健師等が面接、訪問等を行い、適切な助言を行う。6 か月以上の継続支援を複数回実施する。6 か月後の病院での血液データ、次年度の健診結果で評価を行う。
実施体制	直営
実施時期	通年
実施場所	サンコスモ古賀・居宅・地域の公民館等

③重症化予防（その他の生活習慣病）	
【R5・健診結果対象者：結果返却次第実施、その他：9月～3月実施予定】	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● R4 健診の結果等で要受診勧奨(高血圧Ⅱ度以上または HbA1c8.0%以上で内服なし) ● R5 緊急紹介 <ul style="list-style-type: none"> ①高血圧Ⅱ度以上 ②CKD：粕屋地区 CKD 連絡票対象者(eGFR50 未満または尿たんぱく 1+以上または尿潜血 2+以上、空腹時血糖 126mg/dL 以上または随時血糖 200mg/dL 以上または HbA1c7.0%以上) ③糖尿病：HbA1c7.0%以上 ● R5 ポピュレーションアプローチ等血圧測定時高血圧Ⅱ度以上 ● 令和 4 年度レセプト結果で、糖尿病、高血圧症で薬剤を中止しているもの（令和 4 年度から過去 3 年度に糖尿病薬剤処方または高血圧薬剤処方があるが、令和 4 年度に糖尿病薬剤処方歴または高血圧薬剤処方なしかつ R4 病院受診をしていないもの）

	(86歳以上、要介護者は除く)
実施方法	面接・電話・郵送・訪問
実施内容	保健師、管理栄養士等が面接、訪問等を行い、適切な助言を行う。6か月以上の継続支援を複数回実施する。病院受診をレセプトで確認。保健指導実施人数割合、医療機関受診者割合で評価する。
実施体制	直営
実施時期	通年
実施場所	サンコスモ古賀・居宅・地域の公民館等

④健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

【7月質問票送付予定。質問票返信者：8月～電話、質問票未返信者：8月～訪問】

対象者	R4 健診未受診者、医療機関受診ない人。(96歳以上は除く)
実施方法	訪問・電話・郵送
実施内容	管理栄養士・保健師がアウトリーチを行い、健診の受診勧奨等を行うとともに対象者の健康状態を把握し、支援が必要な場合、医療や介護等、必要なサービスにつなぐ。次年度対象者でなくなった割合で評価する。
実施体制	直営
実施時期	通年
実施場所	居宅・地域の公民館等

イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

①つどいの場等を活用した健康教育、健康相談、フレイル予防の普及啓発

対象者	地域の公民館等のつどいの場参加者
実施方法	集団と個別で実施
実施内容	管理栄養士・保健師等が、生活習慣病重症化予防及びフレイル予防の啓発活動や健康教育、健康相談を実施する。また、後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態にあると考えられる高齢者については、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導等を行うとともに、状況に応じて健診や医療の受診勧奨を行う。高血圧Ⅱ度以上対象者へは個別指導を行う。支援が必要な場合は、介護等必要なサービスにつなぐ。
実施体制	直営
実施回数	60回/年(予定)
実施時期	通年
実施場所	地域の公民館等つどいの場

7. 個人情報の保護

事業実施に当たっては、法第125条の2、第125条の3、第125条の4の規定に基づき、効果的かつ効率的な事業実施に必要な個人の医療・健診・介護等の情報を活用することができるが、個人情報の取扱いに関して関係法令及び古賀市個人情報保護条例等を遵守し、以下のとおり、個人情報保護対策を講じるものとする。

(1) 庁内関係部署での取扱い及び広域連合との情報授受

①対象となる情報

- ・広域連合から提供される情報：KDBシステムに掲載されている被保険者の医療・健診・介護等の情報。歯科健診等その他の必要な情報については、別途協議のうえ決定する。
その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるもの。
- ・本市の関係部署が保有する、当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報

②広域連合からの提供・取扱方法

- ・本市、広域連合、国保連合会におけるKDBシステム突合契約に基づき、KDBシステムにより提供される。
- ・予めデジタル推進課へ届け出たデータ管理者及び担当者が個人情報を取り扱い、データ管理者はデータの適正な管理を図るため必要な措置を講じる。

③各部署間の情報授受・閲覧方法

- ・福祉課職員がKDBシステムを閲覧する場合は、健康介護課の端末を利用する。その他、各部署間の情報授受については、古賀市情報セキュリティ基本方針を遵守する。

④個人情報を含むデータの保管

- ・古賀市個人情報保護条例及び古賀市特定個人情報管理規定を遵守する。

⑤従事者に対する教育及び監督の実施

- ・業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施する。

⑥広域連合への報告

- ・広域連合から求められたときは、個人帳票データの利用状況を報告する。

(2) 本市から関係機関等への委託

事業の一部を関係機関又は関係団体に委託する場合は、事業の実施に必要な範囲内において個人情報を提供するものとし、市は委託先事業者に「個人情報特記事項取扱」の遵守を求め、適切な管理が行われるよう監督する。委託した関係機関等から他の関係機関等への再委託については認めない。

(3) ボランティア参加者への情報提供

ボランティア参加者が事業運営に参画する場合は、原則として個人情報を提供しないよう留意する。ただし、事業運営上、必要不可欠である場合には、最小限度での提供とし、ボランティア参加者に対してあらかじめ個人情報の取扱いに関する研修を実施する。